

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の3 〔略〕</p> <p><u>2 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。）第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>3 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>4 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>5 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>6 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定によ</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条の3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>3 〔同左〕</u></p> <p><u>4 〔同左〕</u></p> <p><u>5 〔同左〕</u></p>

り条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

7 政令第8条第1項の規定による条例で定める割合は、100分の50とする。

[新設]

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。